

静岡県衛生関係使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第60号

静岡県衛生関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

静岡県衛生関係使用料手数料条例（昭和31年静岡県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条の使用料又は手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 証明書、診断書及び身体検査書の交付 1通につき<u>800円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 前条の使用料又は手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 証明書、診断書及び身体検査書の交付 1通につき<u>860円</u></p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表金額の欄を次のように改める。

金額
7,400円
51,600円
12,200円
6,900円
49,900円
13,900円
254,000円
1,700円
50,000円
15,700円
84,400円
26,800円
9,000円
22,500円

4,600円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申込み又は依頼を受けた証明書の交付等に係る手数料の額は、改正後の第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。